

今般天下一般学制被仰出、別紙之通ニ候間、  
弥以学校造立之儀ハ当今之急務ニ  
候条、村々長・副・学校世話役等申合、  
篤与熟読之上、御趣意体認可致、尚取  
調之上追々相達候儀可有之候得共、為心  
得先以此旨相達候事、

壬申 筑摩県庁

別紙

人々自今其身を立て、其産を治め、其業を  
昌ニして以て其生を遂るゆゑんのものハ、他なし、  
身を修め、知をひらき才芸を長するニなり、  
(よる脱)  
而て其身を修め智を開き才芸を長する  
学にあらされ能はず、是学校の設あるゆゑん  
にして、日常行言語書算を初め士  
官農商百工技芸及び法律・政治・天文・  
医療等ニ至迄、凡人之営むところのこと  
学ならさるハなし、人能其才のあるところに  
応し勉励して之に従事し、しかして後  
初て生を治め、産を興し、業を昌ニするを  
得へし、されハ学問ハ身を立るの財本とも  
いふべきものにして(以下空白)